

## 魏晉南北朝時代の女性の墓誌の書と地域性

愛媛大学 東賢司

### はじめに

魏晉南北朝時代の墓誌には、女性のために作成された資料が多く存在する。その人物の功績を石に刻むという習慣は、死者を追悼するために行われるが、このことは後漢時代の墓碑にも共通する。ところが、この時代には女性の墓碑はほとんど見ることができない。

後漢時代から西晋時代にかけての墓誌は、形式等がまちまちであることから、私は、この時期の墓誌作成の習慣は一般的なものではなく、未成熟であったという印象を持っている。<sup>1</sup>墓碑は男性のために作成され、女性の記録が入ることはなかったのであるが、後代墓誌が作成されるようになると、銘文中に妻や女性の子供の氏名が記録されるようになり、さらには、女性単独の墓誌が作成されることも珍しい事象ではなくなっている。

墓誌の内容の一部に女性の記録があることは、既に明の王行『墓銘举例』が「妻子」の項目を挙げ指摘している。魏晉南北朝時代以降には男女の区別はあまり関係なく、銘文中に記録が行われたと考えられるのであるが、後述するように、男性と女性の墓誌の記述の方法は若干違いがあるようである。

女性の資料中、最も古い墓誌の作例は、後漢延平1年(106)の「賈武仲妻馬姜墓誌」である。しかし、資料がまとまった数量になるのは、北魏になってからである。この原因については、高位の女性が死亡した場合には墓誌を作成し、それを死体とともに埋葬するという習慣が普及・一般化してきたからではないかと思われる。

その重要性が指摘されることはあまりないが、墓誌銘という出土資料が歴史的に明らかにできることの一つに、女性に関する情報が把握できるということがある。歴史文献においては、『魏書』『北史』等の正統な歴史書であっても、皇后列伝や列女伝に収録された高位のわずかな人数に限定される。その他の女性に関しては、列伝中から拾い上げるしか方法はない。著名な人物に関する伝であっても、その父親ははっきりしていても、その母親は明らかにできないという者が相当数いることは、少し視点を広げて観察してみるとすぐに気がつくことである。

女性の墓誌及び男性の墓誌中における「妻または子」の記録は、文字<sup>すら</sup>面<sup>で</sup>読むとこの一族にこの人物がいたということしかわからないのであるが、その女性が嫁ぐ婚姻先の決定は、一族の安定や繁栄にとっては極めて重大事であり、特に地方豪族においては皇族との婚姻等が一族の将来を左右するといっても過言ではない<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 例えば西晋時代の墓誌は、小型の圭首の物が多い。これは墓誌碑といわれるが、墓碑の形はそのままであるが、大きさを小さくして地中に埋めたと考えられる。しかし、500年代以降の地中の刻石は、北魏墓誌に見られるように正方形を基準とした石版に刻まれている。墓誌碑は、墓誌が完成する過渡期の作であり、完成度は低いと見ている。

<sup>2</sup> 張金龍『北魏政治与制度論稿』(甘肅教育出版社、2003年2月)の「北朝時期的隴西李氏」には一族が周辺豪族と争ったり融和して勢力を拡大している様子を見ることができ、非常に興味深い。ここでも婚姻の重要性が説かれている。また羅宗真は、明曇愷墓誌等の資料を挙げて門閥制度が六朝の政治・経済・文化等に重要な影響を及ぼしているとしている(『六朝考古』、南京大学出版、1994年12月、157頁)。

しかし、女性に関する研究は、男性社会に比較して十分に行われているとは言い難い面がある<sup>1</sup>。そもそも正史等の歴史書は、皇帝及び男子を中心に描かれていることは周知の事実であるし、出土資料においても、本論で検証する女性の墓誌は男性の約三分の一であり、その数量差は歴然としている。さらには社会的な身分についても、男性社会においては九品官人法が發布されてからは、一品クラスの貴族がすべての役人を統治するというピラミッド型の組織が構築されていた。墓誌の件数が最も多い北魏時代においても、孝文帝の太和年間に發布された前令・後令があり、三十段階以上の階級制度が存在するのである<sup>2</sup>。ところが、女性に関しては、それほどの階級が明らかにできない。『魏書』皇后列伝及び『北史』后妃上傳には

高祖は内官を改定す。左右昭儀の位は視大司馬と視し、三夫人は三公と視し、三嬪は三卿と視し、六嬪は六卿と視し、世婦は中大夫と視し、御女は元士と視す。後に女職を置き、以て内事を典る。内司は尚書令、僕と視し、作司、大監、女侍中三官は二品と視し、監、女尚書、美人、女史、女賢人、書史、書女、小書女五官は三品と視し、中才人、供人、中使女生、才人、恭使宮人は四品と視し、春衣、女酒、女饗、女食、奚官女奴は五品と視す。

とあって、その官位に関しては男性官吏と比較してランクが定められている。しかし、他にはまとまった資料を見ることはできず、数多い女官の中の一部のランクが確定できるに過ぎない<sup>3</sup>。

このような状況で、墓誌をグループ化しその特徴を把握しようとするときには、女性の墓誌単独で比較をするよりも、男性の墓誌に注目して、皇族なのか、地方領主なのか、夫や父はどの位のランクの官位を授かっていたのか等参考にして考察することがよいのではないかと考える。また、魏晋南北朝時代の墓誌は夫婦合葬墓であることが多く、墓誌もほぼ同時期に作成されたと考えられる資料がある<sup>4</sup>。この事実は、特に墓誌の書を観察するにあたって有効であると思われる。

夫婦の墓誌に関しては、出土時に王氏一族の資料として注目されいわゆる「蘭亭論争」を巻き起こした「王興之及妻宋和之墓誌」が有名であるが、女性を視点にして論じられることは少ない。<sup>5</sup>本論では、女性の墓誌について把握するとともに、夫婦の墓誌に書的な違いはあるのか、また身分によって墓誌の書の出来に差があるのか等を中心に検討を行いたい。

<sup>1</sup> 近年の研究成果として注目すべきものに朱子彦著『后宫制度研究』（華東師範大学出版社、1998年1月）がある。この著書の第2章 妃嬪、女官与后宫官吏機構には北朝の等級制度にも言及しているが、残念なことに史書に見られる資料に限定されている。

<sup>2</sup> 『魏書』官氏志による。

<sup>3</sup> 官位の面においては、男性に比較にならない貧弱さであるが、婚姻をして築いた家庭内の地位に関しては、意外に力があつたことを指摘する研究がある。喬麗萍「北朝婦女在婚姻家庭中的地位」（中国魏晋南北朝学会『北朝研究』第4集、中州古籍出版社、2004年7月）において家庭内においては男女は平等であり、離婚して再婚することも可能であったことを指摘している。このことが、直ちに皇子等にも通用しているとは思えないが、秦漢以来の男尊女卑の儒教的觀念が破壊されつつあつた時代であるという指摘は興味深い。

<sup>4</sup> 魏晋南北朝の墓誌から婚姻を観察するという研究は、近年徐々に増加しつつある。例えば薛瑞沢「從洛陽新出墓誌論北朝婚姻の相關問題」（洛陽古代芸術館編『洛陽出土墓誌研究文集』、朝華出版社、2002年3月）には、洛陽周辺から出土した墓誌資料22件から35組の夫婦を抽出し、それぞれの姓名・本籍を挙げている。

<sup>5</sup> 北朝墓誌の収集家として名高い于右任の収蔵品には、七組の夫婦の墓誌があつたことから「鴛鴦七誌齋」と名付けたといういわれがある。しかし、十分な資料分析すら行われていない印象がある。

### 1 墓誌の数量と墓誌の記述内容

以前にも指摘しているが、墓誌は北朝の作が圧倒的に多く、男女比もその数量で決まると言っても過言ではない。女性の墓誌は、数量的には213件あるが、比較の対象として男性の墓誌も表にしてみた。

#### (1) 数量

(表1 国別の墓誌数)

	後漢	魏	西晋	東晋	宋齊梁陳	前後秦・後燕	北魏	東魏	西魏	北齊	北周	合計
男	9	12	38	34	26	4	385	57	8	105	43	732
女	4	1	15	15	5	0	110	19	4	28	12	213

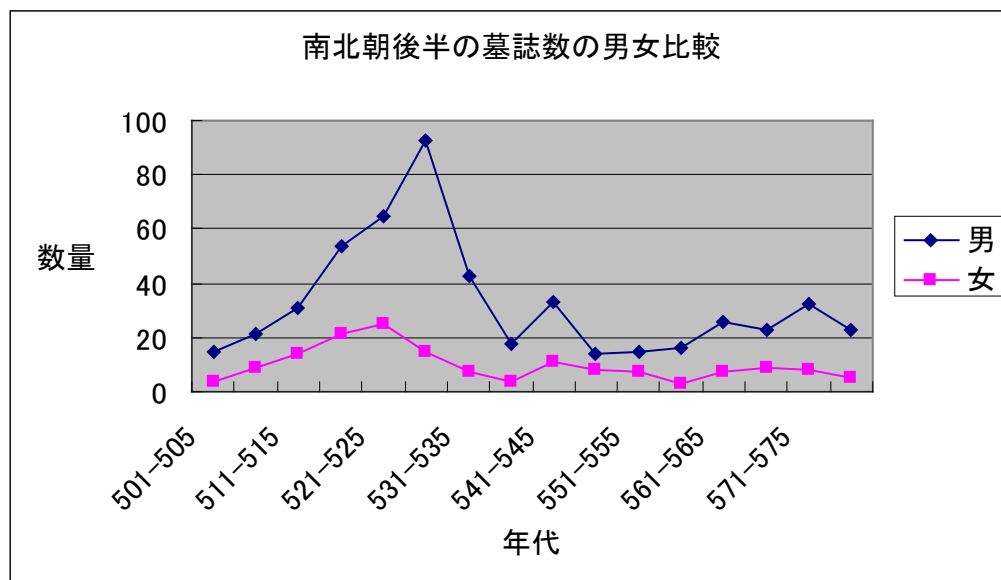
墓誌の男女数を国ごとに分類すると、表1のようになる。男女とも北魏墓誌が多いのは明らかであるが、魏晉南北朝全体数での男女比は3対1となり、歴史書よりも女性の数が多いことがわかる。次に、もう少し詳細に分析を行いたい。墓誌の中に紀年の見られる資料を五十年ごとに分類すると、以下のようになる(表2)。

表2 50年ごとの墓誌数

	100以前	101-	151-	201-	251-	301-	351-	401-	451-	501-	551-	合計
男	1	1	4	2	21	10	20	10	35	390	136	63020
女	1	0	0	0	9	6	8	2	9	120	39	194

ここでも、北朝、特に北魏墓誌の数量が多いのが影響し、500年以降に急激に数量が多くなること

がわかる。男女比もおおよそ3対1であり、極端に差のある年代はない。しかし、500年以降に作成された墓誌を5年刻みにグラフ化してみると、男女の違いが見えてくる(南北朝後半の墓誌数の男女比較)。



左は北魏末期から隋統一までの南北朝時代最末期の墓誌の数量の変遷をグラフ化したものである。先に見たように、全体を通しては、男女比が約3対1になる

のであるが、女性の墓誌が緩やかに変化しているのに対し、男性の墓誌は数量が激変している事を読み取ることができる。最も差のある526年から530年までの5年間は女性の墓誌が16件であるのに対し、男性の墓誌は92件もあり、6倍以上の差になっている。この原因が何によるのかははっきりしないが、墓誌作成の流行が女性よりも男性にあったということは考えられるであろう。

## (2) 記述内容

内容に関しては、男性の墓誌と比較すると、非常に簡単である。銘文を構成する項目を挙げると、以下のようなになる。

- 1 標題
- 2 姓・諱・字・出身地
- 3 祖先や父の名、その官職等
- 4 本人の記録（本人を賛美する記述が中心で、客観的事実が把握できる所はあまりない）
- 5 死亡年・埋葬年・死亡年齢
- 6 銘

一見すると、男性の墓誌とはそれほど変化がないようにも見えるのであるが、この六つの項目の順番は、墓誌によりまちまちである。ある資料は、祖先・父・本人の順番に記載され、じっくり観察しないと墓主の記録がどこからか明らかにできないものもある。分量的に多いのは、祖先の記録と銘の部分であり、母親や子供の記録はあまり見ることができない。男性の墓誌は、自分の官職の履歴が中心を占めるが、その分量においては対照的であると言える。また、意外にも自分の夫に関する記述はないものが多いが、これは夫婦合葬墓が一般的で、夫婦別々に墓誌を作成するという習慣が定着していたこの時期の特徴と言えるかも知れない。

## 2 夫婦の墓誌比較

### (1) 鴛鴦七誌齋墓誌について

冒頭でも記したように、魏晋南北朝時代の墓誌資料の中で、最も著名な墓誌は旧于右任所蔵の鴛鴦七誌齋墓誌であろう。于の業績に関しては種々あるが、唐代墓誌を収集していた張鋌<sup>ほう</sup>との重複を避けるために、北朝墓誌を搜集し、収集した三百余点の墓誌中に七組の夫婦の墓誌があったことから「鴛鴦七誌齋」と呼称されている。于は西安に墓誌を運びそれらを西安碑林に寄贈しているが、その内の数十点は碑林内で見ることができる。

近年趙力光『鴛鴦七誌齋蔵石』（三秦出版社、1995）が出版され、墓誌の全容を見ることができるようになったが、魏晋南北朝時代の墓誌については、160件の資料を集録している。しかし、どの墓誌をもって「七誌」とするのかは解釈が分かれるようである。この著書所収の趙氏論文「鴛鴦七誌齋蔵石概論」には、王翰章・張伯齡・李域錚・鐘明善等の説を挙げているが、いずれにも違いがある。例を挙げてみよう（墓誌の掲載の順番は、原著とは異なる）。

王翰章（陝西省博物館碑林研究室編『西安碑林研究論文彙編』所収「碑林簡史」、1982年）

- ①元珽/穆玉容②穆亮/尉太妃③元誘/馮氏・薛伯徽④元遙/梁氏⑤元譚/司馬氏⑥赫連子悦/閻炫⑦不明

張伯齡（『北朝墓誌英華』三秦出版社、1988年）

- ①元珽/穆玉容②穆亮/尉太妃③元誘/馮氏・薛伯徽④元遙/梁氏⑤元譚/司馬氏⑥李挺/劉幼妃・元季聰  
⑦元簡/常妃墓誌

これを踏まえた上で、趙氏は于氏自身が編集した『鴛鴦七誌斎蔵石目録』（『東方雑誌』第2号第27卷上、1930年）と第二次発表の『説文月刊』第3巻第10期を比較して以下のようにできるとしている。

①元珽/穆玉容②穆亮/尉太妃③元誘/馮氏・薛伯徽④元遙/梁氏⑤元譚/司馬氏⑥丘哲/鮮于仲 ⑦元鑿/吐谷渾氏

しかし、気賀沢保規氏は⑦の夫婦が認定されるようになったのは後のことであり、それよりも「穆彦/元洛神」の方が早いと指摘する（『復刻 洛陽出土石刻時地記一附・解説所載墓誌碑刻目録』、汲古書院、2002年）。趙氏の主張が正しいか、気賀沢氏の主張が正しいか断定は難しいが、蔵石目録から判断するとこの二氏の説のいずれかが妥当であろう。

## (2) 資料一覧

于右任旧蔵の鴛鴦七誌斎墓誌の他に近年の新出資料にも夫婦の墓誌を散見することができる。夫婦の墓誌の一覧を挙げると、以下の資料のようになる。

(表3)

妻				夫				
国名	墓誌名	享年	寸法	国名	墓誌名	享年	寸法	官位
★西晋	荀岳暨妻劉簡訓墓誌	50	102×63.9	西晋	荀岳	54	102×63.9	5
★東晋	王興之及妻宋和之墓誌	41	37.3×28.5	東晋	王興之	35	37.3×28.5	2
東晋	謝球妻王徳光墓誌		30×15	東晋	謝球	18	45×23	7
東晋	王建之妻劉媚之墓誌	53	45×35	東晋	王建之	55	47×28	4
東晋	王建之妻劉媚之墓誌磚	53	51×26	東晋	王建之	55	47×28	4
東晋	李模妻武氏墓誌		29.7×14.5	東晋	李模		29.7×14.5	5
東晋	何法登墓誌	51	49×23.5	東晋	王康之		50×25	不明
東晋	高崧夫人謝氏墓誌			東晋	高崧			3
北魏	司馬金龍妻姬辰墓誌		30×28	北魏	司馬金龍		71×56	3
北魏	任城王妃李氏墓誌		48.4×49.7	北魏	元澄			1
北魏	元誘妻馮氏墓誌	18	60.3×52.8	北魏	元誘	37	77.3×77.3	従1
北魏	江陽王次妃石婉墓誌	17	57×50.9	北魏	元繼	64	62.3×67.5	1
北魏	李元姜墓誌	17	39.8×32.4	北魏	元顥	36	62.5×68	1
北魏	元颺妻王夫人墓誌		46.5×40.7	北魏	元颺	45	53.5×49.2	4下
北魏	司馬景和妻孟敬訓墓誌	42	50.7×50.7	北魏	司馬昞		49.5×52	3
北魏	元謚妃馮会墓誌	22	49.5×49.5	北魏	元謚		86.5×89	1
北魏	王誦妻元貴妃墓誌	29	63×63.5	北魏	王誦		64×63	1
北魏	元遙妻梁氏墓誌		38×48.3	北魏	元遙	47	59.3×60.8	2
北魏	元挺妻穆玉容墓誌	27	48×48.7	北魏	元珽	33	47.8×47.8	従3
北魏	太尉公穆亮尉太妃墓誌	66	53.7×54.5	北魏	穆亮		65.4×58.8	1

北魏	常季繁墓誌	43	62.7×62	北魏	元祐	32	59.2×62.8	1
北魏	元宗正夫人司馬氏墓誌	27	56.8×56.8	北魏	元譚	41	82.5×83	従1
北魏	李媛華墓誌	42	79×78.5	北魏	元勰	36	62.5×59.6	1
北魏	馮季華墓誌		70.3×68.8	北魏	元悅	36	71×76.2	1
北魏	薛伯徽墓誌	30	76.4×81.5	北魏	元誘	37	77.3×77.3	従1
北魏	鮮于仲兒墓誌	53	50.8×55.5	北魏	丘哲	57	44.5×44.5	従3
北魏	元湛夫人薛慧命墓誌		39.5×39.5	北魏	元湛	38	58.5×58.5	従1
北魏	穆彦夫人元洛神墓誌	23	68.5×68.5	北魏	穆彦	31	41.6×44.2	従4
北魏	吐谷渾氏墓誌		49×47.7	北魏	元鑒	43	43×45.8	1
北魏	司空公夫人馮氏墓誌	34	39.7×40	北魏	元端	36	70×69	従1
★北魏	王悅及郭氏墓誌	61	64×66	北魏	王悅	61	64×66	3
北魏	辛祥妻李慶容墓誌	42	59.5×54	北魏	辛祥	55	74×76	従3
北魏	胡頭明墓誌	74	45×42	北魏	辛祥	55	74×76	従3
北魏	羊祉妻崔氏墓誌		55×55	北魏	羊祉	49	84×83	従2
北魏	賈思伯夫人劉氏墓誌	58	79×79	北魏	賈思伯	58	57.2×58	従2
北魏	元瑛墓誌	37	80.7×81.4	北魏	高猛	41	86×86.3	1
北魏	齊郡順王常妃墓誌蓋			北魏	元簡	40	70.2×32.7	1
★北魏	万縱口及妻樊氏合葬磚誌		29×13	北魏	万縱口		29×13	不明
北魏	高道悅夫人墓誌	51		北魏	高道悅	35	82×83	3
北魏	李挺妻劉幼妃墓誌	29	48×47	東魏	李挺	64	86×85	1
北魏	李挺命婦元季聡墓誌	21	48×47	東魏	李挺	64	86×85	1
梁	蕭太妃王慕韶墓誌	42	49×64.4	梁	蕭融	30	60×60	3
梁	蕭敷妻王氏墓誌	37		梁	蕭敷	37		1
東魏	崔鴻妻張玉伶墓誌		41.5×74.6	北魏	崔鴻		41×42.8	従2
東魏	元湛妃王令媛墓誌	20	41.4×40.7	東魏	元湛	35	71.3×71	1
東魏	安豐王妃馮氏墓誌	64	67×68	北魏	元延明	47	85.4×107.4	1
東魏	公孫甌生墓誌	37	55.2×54	東魏	元鷲	69	77.5×77.5	1
★東魏	閻伯昇及元仲英墓誌		64.7×64.7	東魏	閻伯昇	55	64.7×64.7	従1
東魏	封柔妻畢脩蜜墓誌	51	42×46	東魏	封柔		60×60	3
東魏	高湛妻茹茹公主閻氏墓誌	13	62×62	東魏	高湛	43	54.8×54.8	従1
東魏	元子邃妻李艷華墓誌	30	42.3×42	北齊	元子邃		48.5×47.3	2
東魏	李雲妻鄭氏墓誌	41	53×53	北齊	李雲	79	59×59	従1
東魏	庫狄洛妻斛律婦人墓誌	33	60×60	北齊	庫狄洛	57	81×81	1
東魏	文宣王文嬭妃馮墓誌	60	79.2×79.2	未詳	元澄			1

西魏	楊泰妻元氏墓誌	71	55×55	北魏	楊泰	54	65×65	3
西魏	柳敬怜墓誌	73	43.5×45.6	北魏	韋彧	51	77.5×62.5	従3
西魏	李賢妻吳輝墓誌	38	45×44	北周	李賢	66	67.5×67.5	従1
北齊	李希宗妻崔氏墓誌	74	72×72	東魏	李希宗	40	62×62	1
北齊	婁黑女墓誌	59	83.3×83.3	北齊	竇泰	38	95.5×95.5	1
北齊	斛律氏墓誌	15	67×67	北齊	高百年		72×71	1
北齊	閻炫墓誌	34	49×49	北齊	赫連子悦	73	68×69	従1
北齊	堯峻妻吐谷渾静湄墓誌	47	63.5×64	北齊	堯峻	62	54.4×54.4	従1
北齊	堯峻妻独孤思男墓誌	60	43.5×43.5	北齊	堯峻	62	54.4×54.4	従1
北齊	高建妻王氏墓誌	66	67.9×67.9	北齊	高建	56	74×75.5	従1
北齊	和紹隆妻元華墓誌	64	41.5×41.5	北齊	和紹隆	76	55×55	2
北齊	尉嬖嬖墓誌	51	54.4×54.4	北齊	庫狄洛	57	81×81	1
北周	元寿安妃盧蘭墓誌	67	64.7×65.2	北魏	元寿安		86.8×86.8	1
北周	夫人尉遲氏墓誌	37	45×45	北周	拓跋虎	38	42.5×42.5	2
北周	柳遺蘭墓誌		39×39	北周	韋彪	59	54×52.5	2

全部で69組あるが、この中には一つの石に夫婦の墓誌銘が刻まれたものがある(★印)ので、書的には差を見ることができない資料もある。夫婦の墓誌の大きさを観察すると、夫の墓誌が大きいものは38件、妻が大きいものは11件、ほぼ同一の大きさのものは20件である。また夫婦間の墓誌銘の書についての相違であるが、69組の資料中、夫婦が同一の石に刻まれている5件と図版がないかあるいははっきりしないもの7件を除外した57件で検討してみた。比較の方法は、ごく単純に二つの拓本資料を比較して、書的な優劣を決めるという方法を取った。結果は、妻の方がよいと思われるものが10件、夫の方がよいものが20件、同一人の筆跡もしくは同等の出来と判断できるものが27件であった。

魏晋南北朝時代は、男性が中心となり政治を動かしていた時代なので、男性ばかりに注目が集まるが、実は墓誌資料においては、女性の身分がかなり高位であることも手伝ってか<sup>1</sup>、相当に大きい墓誌も現存する。また、大きさと墓誌銘の文字の善し悪しを比較することは単純ではないが、一般的に墓誌の大きい物ほどその書の出来がよいという傾向があると思われる。この「出来」については、主観的な印象に頼らざるを得ないことがある。節を改めて考察したい。

### (3) 墓誌銘の書的な良否の基準

墓誌銘の書的な「優劣」は、どのように判断すればよいか。この疑問に関して答えを見つけるべく、先行研究を捜して見たが、例えば二つの資料を比較して「この点の勝るものが良い資料」といえる決定的な理論・視点を見つけることはできない<sup>2</sup>。現在でも書的な資料に関する評価は、古くからの書論等

<sup>1</sup> 朱秀凌氏は、北朝の上層の婦女は漢族高門と通婚し一定程度の民族融合を促進したこと、北朝の婦女の社会的な地位は、中国封建制の他の王朝と比較して高いことを指摘している(『北朝研究』1999年1輯、219頁、北京燕山出版社)。

<sup>2</sup> 墓誌の書については、たとえば『第五回中国書法史論国際研討論文集』(文物出版社、2002年8月)

が利用されているが、例えば「意象雄強」等と評価されてもイメージとしてはっきりしないばかりか、他の資料との比較でもないので客観的とは言えない<sup>1</sup>。まさに「修辞」としか言いようのない批評が目につくのである<sup>2</sup>。

また、現代の書作品で考えても明らかなように、例えば一つの作品を複数の人が鑑賞した場合、それに対して「良・否」あるいは「好き・嫌い」の感情が生じる。対象を墓誌銘としても同じ結果が導かれると思われる。つまり、筆者が「良」としても、他者からは「否」とされるものが少なからずあるはずであり、普遍的に利用できる尺度等あるはずがない。このことは書的评价を客観的に行うことの難しさを示しているのであるが、次章においては墓誌銘の書について「優劣」を検討するために、尺度となる「物差し」を決める必要がある。私が考えた基準は、一言で言うと「完成度の高い墓誌がよい作」ということになる。この完成度という言葉に関しては、どうしても主観的な感覚を排除することができない。しかし敢えて完成度の中身を以下のように設定し、この観点で墓誌銘の書进行评估することにした。

- ① 文字の大きさが均一であること。
- ② 界線の中に適度な大きさで収まり、字間・行間が適度に取られていること。
- ③ 一行ごとに文字の中心がそろっていること。
- ④ 画の太さが一定であること。
- ⑤ 字形の安定性。
- ⑥ 彫刻の丁寧さ。
- ⑦ 字割に対して、極端に文字が余ったり不足したりしていないか。

完成度という観点から定めたこれらの観点は、「読みやすさ」ということに繋がる。対照的な書的な評価には「おもしろさ」があると思うが、例えば魏晋南北朝墓誌の墓誌中で圧倒的数量がある北魏墓誌をとっても、同じ楷書でありながら、一つ一つの書きぶりはまさに千差万別であり、おもしろさという観点で優劣を付けることはできない。「読みやすさ」とは、表面的な観点のようにも思えるが、これは書の「品格」にも繋がる見方であり、安定感がありかつ整えられた空間で構築された墓誌を「よりよし」とすることにした。言うまでもなく、ここでの評価は書の「おもしろさ」を比べることではない。墓誌銘が書かれる本来の目的を、故人の記録を整理して死者への追悼を表す文書であると理解するならば、このような「品」を重視した評価があってもよいのではないかと考える。

また、本論の研究対象となる魏晋南北朝時代の初期（西晋）及び末期（北周・北齐等）には隷書で書かれた墓誌も多く見られるようになる。同じ隷書であっても、後漢の石刻資料とは書風が大きく異なり、装飾的であるという印象をぬぐい去ることはできない。楷書と同一の尺度で検討することは難しい点もあるが、一定の基準から資料を観察するという立場を取って、上記の7項目をもって書的な善し悪

---

に南北朝墓誌に関する種々の研究成果が発表されているが、書の評価に関して有効である著作はない。

<sup>1</sup> 劉正盛主編『中国書法全集 13 三国両晋南北朝墓誌』（栄宝齋、1995年6月）所収の華人徳「魏晋南北朝墓誌概論」中には北朝墓誌に関する評価がある。初期の墓誌には「氣象雄峻」、中期の墓誌には「典雅融和」、後期の墓誌には「華美秀逸」と評価しているが、その用語に関しては書論の域を出ない難解なものである。

<sup>2</sup> 墓誌の書法に関して詳しい論考を行っている一つに劉濤『中国書法史 魏晋南北朝卷』（江蘇教育出版社、2002年12月）がある。時代・国・地方等種々の視点から考察を行っているが、書の評価に関しては他書と差がない。ただ、北魏時代には急就篇が流行していたと指摘する等（408頁）注目すべき視点も多い。



しを検討することにした<sup>1)</sup>。書の評価については、AからEまでの5段階（A：優れている、B：やや優れている、C：標準的、D：やや劣る、E：劣る）とする。

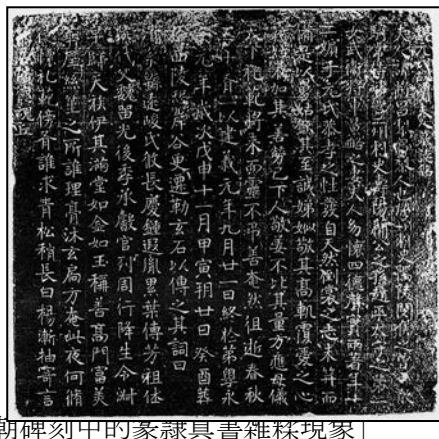
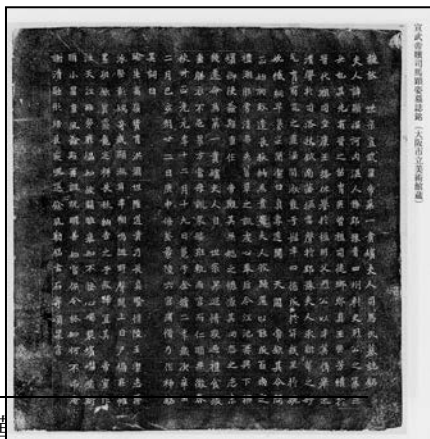
### 3 身分差と墓誌銘の書の比較

魏晋南北朝時代の墓誌銘の書について、その身分によって差があるのかを観察しようとするときに、まず必要となってくるのが墓主ごとの身分の確定である。冒頭でも述べたように、女性の官位については、男性に比較して確定することが難しい。女性の官位の確認できる資料でのみ比較しようと試みると、妃嬪（皇帝の妻及びその子供）を含めてわずか20件しか観察するしかできない。この観察方法では、女性の墓誌全体を見たということにはならず、以下の順番で身分差を観察することにした<sup>2)</sup>。

A本人の官位を使用した検討 B墓主の夫の官位を利用した検討 C墓主の父の官位を利用した検討

BとCの観察方法に関しては以下のような理由により設定することにした。南北朝時代の墓誌には婚姻の記録が多く残されているが、このことは、婚姻が政治的に利用されていたことを裏付ける資料として考えている。一族と一族の婚姻は、地域の領主通しの無駄な勢力争いを避け、ひいては地域の安定に繋がる。とすれば、父に代表される婚姻前の家の格と嫁ぎ先の家の格にはある程度つり合いがあったはずであり、周到なもくろみによって縁戚関係が構築されたと想像できる<sup>3)</sup>。このような仮説を是とすれば、嫁ぎ先の夫の身分や父の身分は本人の身分を考察する大きな手がかりとなる。

#### (1) 本人の身分による書的な差



1) 『中国文字学』(上海辞书出版社、2003年12月)の第五章「論北朝碑刻中的篆隸真書雜糅現象」には、墓誌銘中いわゆる異体字が含まれる理由を道教の化教の影響ではないかという指摘をしている。

①司馬頊姿墓誌

②韓賄妻高氏墓誌

③蘭將墓誌

<sup>2)</sup> 官位の確定に関しては、『魏書』官氏志等の歴史書の他に、窪添慶文『魏晋南北朝官僚制研究』(汲古書院、2003年9月)を参照している。特に墓誌銘に多い官位である「州刺史」に関しては、歴史書に官位の定めがないために、第五章「北魏の州の等級について」を参考にした。

<sup>3)</sup> 濱口重国氏は「士族は決して庶民と通婚せず、否己が階級の特権擁護のため通婚す可らざるものとさへされて居り、更に同じ士族でも門閥に大差があれば結ぶを嫌がったのであって、若し異例の結婚をすると世間の指弾を免れなかった。」(『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版社、1966年11月、839-840頁)と指摘するが、この指摘でも明らかにしているように、家の格や官位が婚姻に大きな影響を与えたと考えられるのである。

名称	国名	職名	官位	評価
献文帝侯夫人墓誌	北魏	妃嬪		B
①司馬頤姿墓誌	北魏	妃嬪		A
高宗文成皇帝嬪耿氏墓誌	北魏	妃嬪		B
世宗宣武皇帝嬪李氏墓誌	北魏	妃嬪		B
文昭皇太后高氏墓誌	北魏	妃嬪		C
顯祖成嬪墓誌	北魏	妃嬪		D
顔玉光墓誌	北齊	妃嬪		D
緱夫人墓誌	北魏	品一	1	A
王僧男墓誌	北魏	品一	1	C
傅姆王遺女墓誌	北魏	品一	1	D
張安姬墓誌	北魏	宮第一品	1	B
劉華仁墓誌	北魏	品一	1	C
皇内司諱光墓誌	北魏	内司	2	B
楊氏墓誌	北魏	内司	2	D
杜法真墓誌	北魏	大監	2	C
②韓賚妻高氏墓誌	北魏	内侍中	2	B
元華墓誌	北魏	内待	2	D
閻伯昇及元仲英墓誌(夫婦)	東魏	女侍中	2	C
徐義墓誌	西晋	美人	3	C
③蘭将墓誌	北魏	美人	3	B
馮迎男墓誌	北魏	女尚書	3	C
趙奉伯妻宣陽国太妃傅華墓誌	北齊	女侍中	3	C

表4 女性墓誌中に官位が見られる資料の書的评价

この比較の対象とできるのは21件、そのうちの17件が北魏の物となる。妃嬪に関しては、位はないけども1品と同等もしくはそれ以上の身分を有すると判断する。表4の右列が書的评价である。

前頁の①から③までの作例は、妃嬪・二品・三品中から比較的出来のよい作例を挙げた物である。おおよそ評価の高い作例は、文字粒が一定で書きぶりが安定している。このことが読みやすさに繋がっているのである。しかし、官位が高いからといって出来がよいかというと、そのような傾向は読み取ることができず、この資料群からは身分によって書の完成度に差があるとは断定しがたい。但し、検討対象とした資料数が少ないということを理解しておかねばならない。

## (2) 夫の身分を参考にした書的な差

	1	従1	2	従2	3	従3	4以下
A	16	3	1	1	0	0	0
B	11	7	4	4	1	3	0
C	1	3	2	2	5	6	4
D	1	0	0	0	0	1	0
E	0	0	0	0	0	1	0

表5 夫の身分から見る書的评价

ここでは、夫の身分を参考にして妻の墓誌銘の書的な出来を観察する。前述したように、政略的結婚の全盛期であったこの時代には、両家の関係を緊密にする目的から積極的に婚姻による縁戚関係を築くことが行われた。墓誌の銘文中に婚姻の記録が残されることも、この傍証とすることができる。この婚姻には、家の存亡をかけた決定もあったはずであり、当人の希望等と

いう次元ではなかったと思われる。であるから、妻の位がはっきりしなくとも、夫や次節で取り上げる

父の官位から本人の身分をある程度推測することは可能であろう。

では、資料を整理してみる。対象となる資料数は96件（西晋4、東晋7、北魏47、梁2、東魏15、西魏3、北齐14、北周4）であるが、この内6件については、図版が入手できないため除外する。分析した資料のデータをすべて示すことはしないが、国によっては数量が少ないことがあり、北魏・東魏・北齐の諸国で集計してみた（表5）。

この三国の官位については、『魏書』官氏志所収の太和後令を中心とし、一部太和前令を採用した。これは以下の理由からである。東魏は約16年の短命の政権国家であり、さらには東魏の年号を持つ墓誌の主人はほとんどが北魏において活躍した人物であるために、この国の紀年を持つ墓誌においても太和後令を基準としてよいと判断した。北齐においては、『隋書』百官志中に北齐官制があるが、これを北魏の太和後令と比較してみると、墓主の身分に関わる官職においては、北魏と大きな変動はない。三国のデータをまとめて表示しても、身分差による書的な差異を観察するには不都合はないと考える。

この表により評価の結果を分析してみると、1品・従1品では、A・Bがほとんどであるのに対し、3品以下の官職ではC・D・Eが逆に半数以上をしめる。このことは、夫から推定する妻の階級が高い

ほど墓誌銘の書が優れていることを意味する。

例を挙げてみる。図③④は両者とも北魏の作であるが、③の夫の官位は一品、④の夫の官位は従三品である。その完成度について先の基準に照らし合わせてみると、全く対照的であることがわかる。当然私の評価は、③がA、④がEである。

このように、官位ごとに書を比較してみると、すべての資料ではないが、ある程度の差異が見られることは否定できない。



③元諡妃馮会墓誌（北魏）      ④張列華墓誌（北魏）

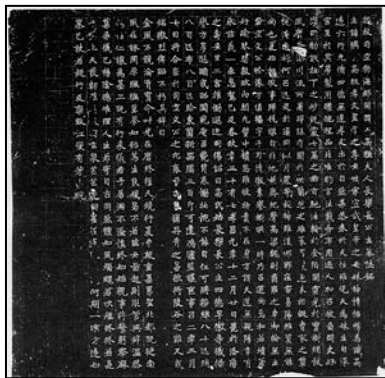
(3) 父の身分を参考にした差

	1	従1	2	従2	3	従3	4以下
A	11	1	4	0	1	0	2
B	6	2	3	1	7	5	3
C	3	1	0	0	4	4	9
D	0	0	0	0	0	2	0
E	1	0	0	0	2	0	0

表6 父の身分から見る書的评价

次に墓誌銘中に父親の記録があり、そこから父の官位を読み取ることで資料を挙げてみる。墓誌によっては何世代もの記録がなされるものがあるが、本人に直接的に繋がりがあるのは父母である。母親からは身分の確定を行う情報が得がたいことから、父の官位を参考にして女性の墓誌の書的な差異を観察しようと試みた。

対象となる資料数は85件（三国魏1、西晋1、東晋4、北魏47、梁1、東魏12、北齐12、北周7）であるが、そのうち拓影を見ることのできない資料が2件あるので、83件の資料により観察することにした。Bの夫の時と同様に北魏・東魏・北齐の墓誌を利用して官位の差を見ると、以下のようにすることができる（表6）。



⑤元瑛墓誌（北魏）



⑥元華墓誌（北魏）

この表からも、一品・従一品の官位を持つものは、AやBの評価を受ける資料が多く、逆に四品以下の資料では、Cの評価を受ける資料が半数以上を占める。これは作例を見るともっと明らかになる。

図⑤は孝文帝の娘の墓誌、図⑥は父の官位が三品の墓誌である。図版を拡大してみると、文字の書きぶりや行の配列等がまるで違うことがわかる。

ここでの表や図版は、父の身分によっても墓誌の出来に差があることを確認することができる傍証とすることができる。

### おわりに

本論では、魏晋南北朝墓誌の中でも比較的に研究例の少ない女性の資料について視点を定め、数量的な傾向や墓誌銘の書についての検討を行ってきた。当初から女性の墓誌では、身分によって差がありそうだということは予想できたが、男性の墓誌であってもおそらく同じことが言えるであろう。

問題は、なぜ身分によって墓誌の書に差が生じるかということである。このことに関しては仮説の域を出ないが、特に墓誌ができる過程に注目してみたい。

墓誌銘の書に差が生じる理由について考えようとする、墓誌ができる工程に注目せざるを得ない。言い換えると、墓誌作成にどのくらいの間人が関わりを持つかということである。墓誌作成には種々の人物（おそらく専門的スキルを持った集団）が関わっていたと予想できる。すなわち、墓誌の石を準備する人、故人の経歴を聞き銘文を作成する人、できあがった文書を書く人、書丹もしくは紙に書かれた原稿を石に写し取る人、石に書かれた文字を石に刻する人、墓誌に彫刻を施す人等が必要になってくる<sup>1</sup>。

何度も指摘しているように、現在知ることができる墓誌の多くは、河南省洛陽市周辺から出土している北魏後期のものであるが、一国のそれも限られた時期に集中的に作成されたという事実は、当時の貴族階級における流行といえるものがあつたはずであり、その流行に対応できる組織があつたのであろう。その組織が公によって作られたのか、民間会社のごとくであつたのかは明らかではないが、効率的に作成できることが爆発的に墓誌の研究が増加することを可能にしたと考えられる。

墓誌はそれ一つが単独で作成されたものではなく、墓葬の構成要素の一つとして作成されたものである。作成には多大な費用がかかると予想できるが、その経済的な余裕によって、墳墓そのものの大きさや質に影響があることも明らかである。通常、皇族等の高い身分にある者には、領土が与えられそこか

<sup>1</sup> 澤田雅弘氏は北魏の雅安姫墓誌に関して別の刻者があつたことを指摘し、宮女墓誌を刊した機構と宮女以外の墓誌を刊した機構は別の組織であつたことが考えられると指摘するが（『国際書学研究 2000』萱原書房、2000年9月）、これから推察するに、墓誌を作成する集団は組織化されたものであり、死者の子孫から依頼された機構が、墓誌作成を行うというシステムが確立していたとも考えられる。

らの収入が確保できており、かつ役職に就くことで俸禄も得ることができたはずである<sup>1</sup>。墓誌が最も盛んに作成された北魏時代には、子供や子孫がこれを作成しており、この財力の差こそ墓誌の完成度に差が生まれてきた理由であると考えている。

更に資料を提示するならば、墓誌銘の文末に作者または書者が書かれることがある。本論で使用した女性の墓誌にも以下のような記録を見ることができる。

- ① 王氏墓誌（西晋）…隴西国人造
- ② 任城王妃李氏墓誌（北魏）…前国太農府功曹史臣茹仲敬造
- ③ 統慈慶墓誌（北魏）…李寧民書

これらの人物に関してその詳細を知ることができないが、①では墓（もしくは墓誌）作成者の出身を、②では墓（もしくは墓誌）を作成した人物が官僚であったことを、③では墓誌銘の書を書いた人名を知ることができる<sup>2</sup>。魏晋南北朝時代の墓誌は1,000件を越えるが、墓誌銘中にこのような情報があるものは非常に稀である。これらのみで墓誌作成の過程を断定することはできないが、少なくとも墓誌を作成するそれぞれの工程において多くの金銭が必要となり、撰文や書丹において当時の一流の人物に依頼しようとするれば、その金額は更に高額になる。このようなことから、「高い地位を持つ人物＝金銭的に余裕のある家＝優れた墓誌作成」という図式ができあがっていると考えられるのである。

また、墓誌の出来を科学的に観察しようとするれば、装飾<sup>3</sup>・石の質・銘の格調<sup>4</sup>等検討すべきことが多い。今後の課題である。

---

<sup>1</sup> 朱大渭は魏晋南北朝官棒の特徴について「漢時代から唐時代の全国の漢族統一の官棒制は、最高官棒は最低官棒の18倍から23倍の間にある。しかし、北朝の少数民族の建立した政権では、北魏・北斉においては、33倍、北周においては79倍となっている。」（『六朝史論』264-265頁、中華書局、1998年8月）と指摘する。氏は1品から9品までの俸禄を一覧にする等詳細な検討を行っているが、このことから、裕福な家系のものが大規模な墳墓を作ることができるようになるのであろう。

<sup>2</sup> 川合安「西晋王浚華芳墓誌について」（唐代史研究会『唐代史研究』第4号、2001年6月）が指摘するように、この墓誌は妻華芳の死を痛んで作成したと考えられる。墓誌の作者が墓主に近い人であることは疑いが無いが、作成者が明らかになる例は珍しい。

<sup>3</sup> 張同印『隋唐墓誌書蹟研究』（文物出版社、2003年8月）には、紋様に関する研究に触れている（9頁）。紋様に関しては美術史の問題であるが、その出来不出来を観察することは墓誌の優劣を考える上で重要であろう。

<sup>4</sup> 趙超『古代墓誌通論』（紫禁城出版社、2003年6月）は、墓誌研究の単著として大いに参考にすべき視点が示されている。第六章「墓誌的文体と解釈」では、墓誌の銘文は『文心雕龍』等に一部記録されているが、多くの資料が未研究であること、第七章「墓誌銘文中的異体字」には異体字を構成要素によりいくつか分類している。異体字を使用できる書者はある程度の教養のある人と考えられ、異体字の使用頻度も墓誌の出来に関係がある可能性も否定できない。